

名古屋市認知症相談支援センター
令和2年4月改訂版
(平成26年11月作成)





♣ 若年性認知症について

若年性認知症は64歳以下で発症する認知症で、全国に約38,000人（2009年3月）、市内に約900人（2018年3月末）の若年性認知症の方がみえると言われています。その原因となる病気は、脳梗塞などの脳血管の疾患、アルツハイマー病など、高齢者の認知症と変わりはありません。しかし発症年齢が若いことで、**高齢者の方とは違った課題をかかえています。**

【若年性認知症の方や家族が直面する社会的な課題】

相談先がない	多様な課題に直面するが、総合的な相談が可能な窓口がない。
医療面の課題	うつ病などのほかの病気との区別が難しく、適切な治療の開始が遅れる。
経済面の課題	医療費の増大、休職・退職による収入減などで経済的不安を抱える。
社会参加の継続	退職などで社会参加の機会が失われる。制度のはざまで、日中の活動場所が見つかりづらく、本人・家族が孤立しがちになる。
家族への影響	主な介護者は配偶者で負担が集中する。未成年の子どもがいたり、親の介護が重なるなど、家族への影響が大きい。

上記のようなさまざまな課題に対応していくために、名古屋市では平成25年10月より若年性認知症相談支援事業を開始しました。事業の中心となるのは**個別支援と本人・家族交流会**（18ページ）です。ご本人・ご家族とのかかわりの中で、ご本人・ご家族が感じたこと、病院や窓口で実際に困ったことなどを聴き取ることができました。この「なごやの手帳」では、そういった**ご本人・ご家族の思い**に着目し、インタビューなどにご協力いただきながら、どのような支援が考えられるのかをわかりやすくまとめ、ご本人・ご家族にとって使いやすいものを目指しました。

♣ もっと詳しく知りたい

本冊子では、各場面での支援や利用が考えられる制度について、名古屋市での相談窓口などを紹介しています。制度などについて、詳しく知りたい場合には、関連するウェブサイトを紹介していますので、参考にしてください。

また、病気や日頃の生活や介護の工夫、利用が考えられる制度などについては、認知症介護研究・研修大府センターが発行する**若年性認知症ハンドブック**や**若年性認知症支援ガイドブック**も参考になります。若年性認知症ハンドブックや若年性認知症支援ガイドブックは、下記ウェブサイトからダウンロードできます。

- 若年性認知症コールセンターウェブサイト (<http://y-ninchisyotet.net/>)



1

4

電話相談窓口	6
かかりつけ医に相談	6
名古屋市内の認知症疾患医療センター	7
専門医等の情報	8
医療関係者はパートナー	8
認知症とうつ病（状態）との違い	9
診断後の相談先	10
家族支援	11
利用が考えられる医療費補助制度	12
精神障害者保健福祉手帳	13
仕事を継続する	14
運転について	14

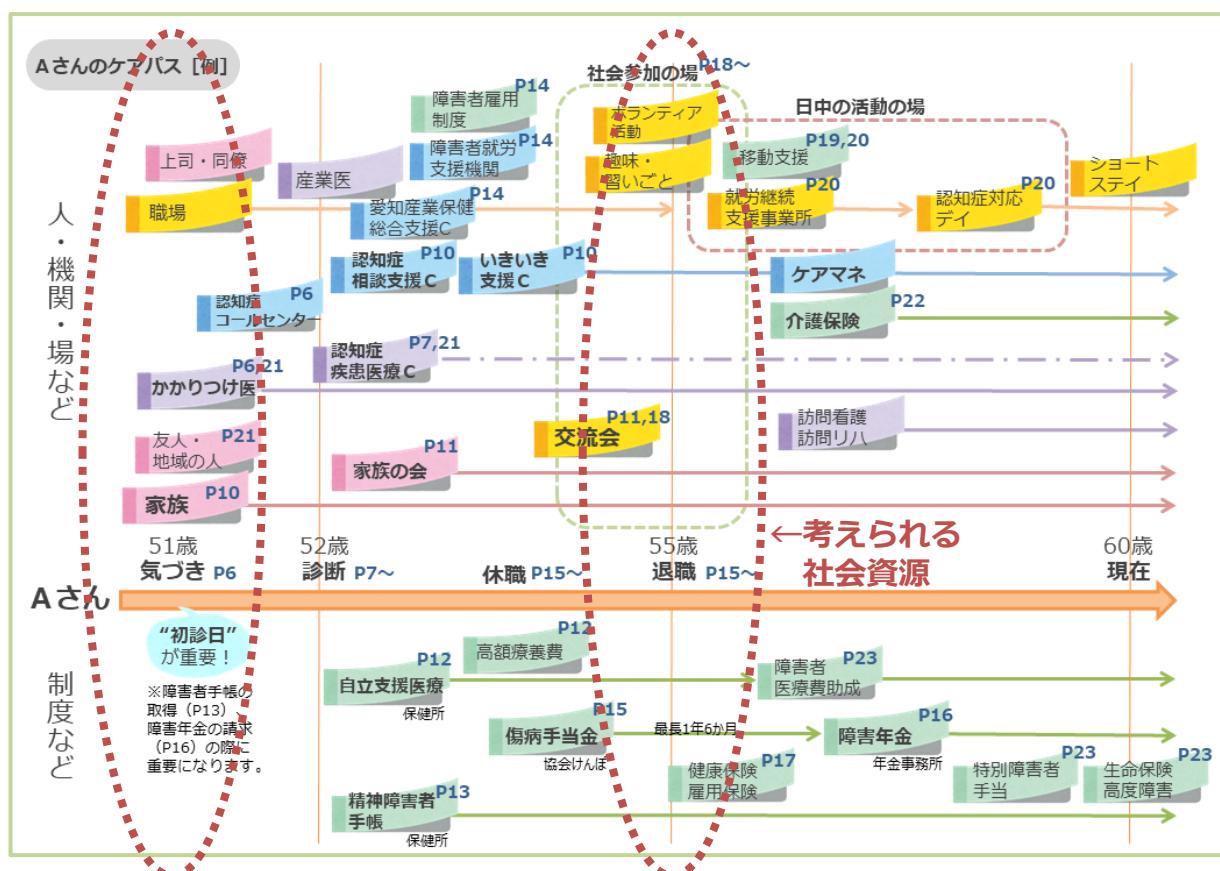
傷病手当金	15
障害年金	16
退職後の諸手続き	17
職業訓練・再就職の支援について	17
若年性認知症本人・家族交流会	18
趣味や習いごと、ボランティア活動など	19
日中に活動する場所	20
行動・心理症状（B P S D）の出現	21
認知症以外の身体合併症の悪化	21
介護について	22
状態に応じて利用できる制度など	23
権利擁護について	24
	25
制度・窓口一覧	29
いきいき支援センター（地域包括支援センター）一覧	30



認知症の原因となる病気の多くは進行性です。若年性認知症と診断を受けたご本人・ご家族にとって「これからどうなるの？」という先の見通しがたたないことへの不安はとても大きなものです。そのため「今後の見通し」や「いつ、どこで、どのような支援があるのか」といった情報がとても重要になります。

次ページの図は60歳のAさんを例に、時間の経過（横軸）に沿って、気づきのころや退職のころには、どのような相談機関などの社会資源（縦軸）があるのか、といったことを表しています。もちろんすべての方にあてはまるものではありませんが、場面ごとの支援のひとつの参考にしてください。

【図の見方】



■ピンク色は、家族や友人、家族の会など「インフォーマルな資源」を表します。

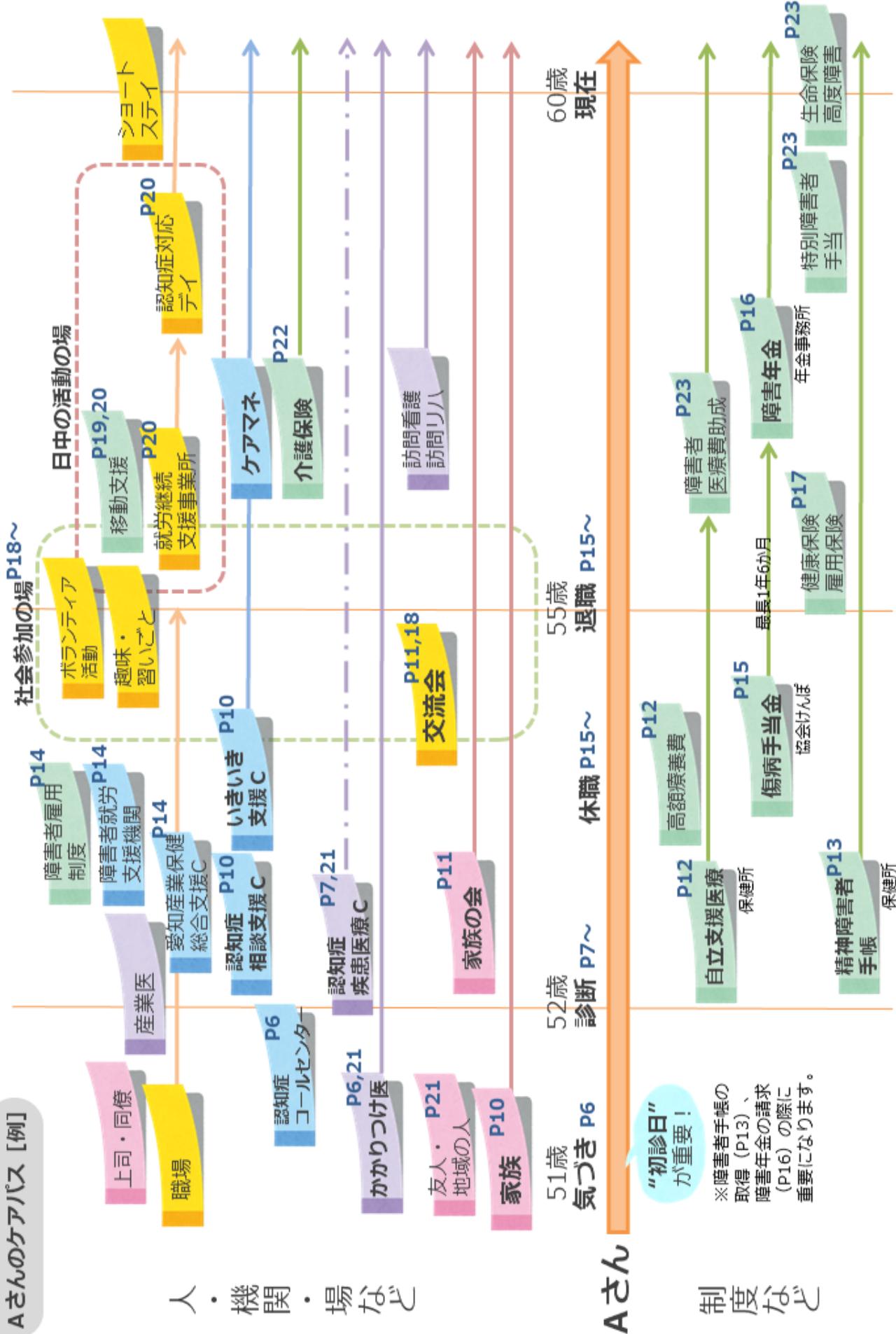
黄色は、ご本人やご家族が参加する「場」を表します。

青色は、「相談機関」を表します。

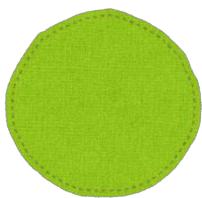
紫色は、「医療関係の資源」を表します。

緑色は、「利用できる制度」を表します。

Aさんのケアパス【例】



* P()は、本冊子の掲載ページを表します。



ご本人・ご家族の思い（気づき）

- ◆ 考えがまとまらずイライラする。
- ◆ もの忘れが気になる。
- ◆ 性格が変わったように感じる。
- ◆ 趣味をしなくなった。
- ◆ 仕事の段取りが悪くなつた。

気づきの段階では、「**どこに相談すればよい**か」がわからないことがあります。気軽に相談ができる電話相談窓口や、普段からかかっているかかりつけ医、職場の産業医などへの相談が考えられます。

🍀 電話相談窓口

名古屋市認知症 コールセンター (名古屋市認知症相談支援センター)	若年性認知症 コールセンター (認知症介護研究・研修大府センター)	愛知県認知症電話相談 (認知症の人と家族の会愛知県支部)
052-734-7089	0800-100-2707	0562-31-1911
月・水・木・金 10 時～16 時 火のみ 14 時～20 時 (祝日・年末年始をのぞく) 相談無料 通話料がかかります	月～土 10 時～15 時 (祝日・年末年始をのぞく) 相談・通話ともに無料	月～金 10 時～16 時 (祝日・年末年始をのぞく) 相談無料 通話料がかかります

Point

- 電話相談窓口は気軽に相談ができ、次にどんなところに相談に行けばいいのか、どこに受診すればいいのかなど、“**次のステップ**”を示してくれます。
- 生活の工夫や介護の仕方などを相談したり、匿名で相談ができるため、日頃の悩みや身近な人にはなかなか言えない**“本音を言える窓口”**もあります。

🍀 かかりつけ医に相談

普段からかかっている**かかりつけ医**がいれば、その医師に相談しましょう。また、職場の**産業医**や**産業保健師**、**健康相談室**等があれば相談してみるのもよいでしょう。

かかりつけ医がない場合には、いきいき支援センター（28ページ）が実施する家族支援事業の**「医師（もの忘れ相談医）の専門相談」**（月1回、要予約）を利用することもひとつ的方法です。

Point

- かかりつけ医等に相談する場合には、あらかじめ**心配ごとや気づいたことをメモにしておき**、相談するとよいでしょう。



ご本人・ご家族の思い

- ◆ どこに受診すればいいの？
- ◆ いろいろな病院にかかったが、診断がつかない・・・

気になる症状があっても、「どこに受診をすればよいのか」がわからないということがあります。また、若年性認知症の特徴として、うつ病など他の病気との区別が難しい場合もあります（9ページ）。そのため、認知症疾患医療センターなど認知症に詳しい専門医療機関への受診をおすすめします。

名古屋市内の認知症疾患医療センター

名古屋市内には「認知症疾患医療センター」として3病院が指定されています。

名鉄病院	まつかげ シニアホスピタル	もりやま総合心療病院
052-551-2802	052-352-4165	052-795-3560
月～金 9時～17時 土 9時～13時 * 土曜は毎月第1週のみ (祝日・年末年始をのぞく)	月～金 8時半～17時 土 8時半～12時 (祝日・年末年始をのぞく)	月～金 9時～16時 土 9時～12時 (祝日・年末年始をのぞく)
西区栄生2-26-11	中川区打出2-347	守山区町北11-50

Point

- ・ **かかりつけ医**がいる場合には、まずはかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医の紹介状があると専門医療機関への受診もスムーズになります。
- ・ 上記の電話番号は認知症疾患医療センターの**相談室**の番号です。まずは相談室に電話をして、相談や受診の予約をしましょう。
- ・ 受診の際には、最初に気付いた症状やこれまでの経過、他の疾患の有無、服用している薬の内容など、あらかじめメモなどにしておきましょう。
- ・ 検査としては、原因疾患などを調べるために、内科的診察や血液検査、質問形式の心理検査や必要に応じて画像検査（CTやMRIなど）などが行われます。
- ・ 認知症疾患医療センターでは、認知症の相談や鑑別診断のほかに、行動・心理症状（B P S D）や身体合併症の悪化といった状況（21ページ）にも対応しています。
- ・ 認知症疾患医療センターについて、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000043505.html>)

参考 | 愛知県内の認知症疾患医療センター

国立長寿医療センター	0562-87-0827	大府市森岡町7-430
八千代病院	0566-33-5556	安城市住吉町2-2-7
いまいせ心療センター	0586-80-0647	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30
松崎病院 豊橋こころのケアセンター	0532-45-1372	豊橋市三本木町字元三本木20-1
七宝病院	052-443-7900	あま市七宝町下田矢倉下1432
あさひが丘ホスピタル	0568-88-0959	春日井市神屋町字地福1295-31
愛知医科大学病院	0561-78-6247	長久手市岩作雁又1-1
仁大病院	0565-45-0110	豊田市猿投町入道3-5
岡崎市民病院	0564-66-7474	岡崎市高隆寺町字五所合3-1

♣ 専門医等の情報

認知症疾患医療センターのほか、**もの忘れ外来**のある病院や**神経内科**、**精神科**などへの受診が考えられます。認知症専門医等の情報は下記ウェブサイトを参考にするか、**名古屋市認知症コールセンター**（☎052-734-7089）にお問合せください。

- ・ 日本認知症学会（<http://dementia.umin.jp/g1.html>）
- ・ 日本老年精神医学会（http://184.73.219.23/rounen/a_sennmonni/r-A.htm）

♣ 医療関係者はパートナー

認知症の原因となる病気の多くは進行性です。病気のことや今後の生活を考える上で、医師をはじめとした医療関係者は**大切なパートナー**です。**かかりつけ医**や**認知症疾患医療センターの医師**、**看護師**や**医療ソーシャルワーカー**など、普段のご本人の状態を知っている医療関係者には、服薬などの医療面の相談はもちろん、仕事や介護などの生活面での相談にものってもらえます。

また、障害者手帳（13ページ）や障害年金（16ページ）、介護保険（22ページ）の申請などにも医師の診断書等が必要になりますので、**信頼できる医療関係者と相談ができる関係を作つておく**ことがとても大切です。

Point

- ・ 診断後の定期受診は、かかりつけ医が中心になることが多いと思います。近くに相談ができる医師がいるのは心強いものです。
- ・ ご本人の状態の変化（BPSDの出現や認知症以外の身体合併症疾患が悪化した場合→21ページ）があった際には、かかりつけ医から総合病院や精神科病院等に紹介してもらうなど、かかりつけ医は医療面での連携の中心的役割を担っています。
- ・ 名古屋市医師会なごや認知症安心安全プロジェクトウェブサイト（<http://www.nagoya.aichi.med.or.jp/citizen/ninchi.php>）

認知症とうつ病（状態）との違い

うつ病やうつ状態は、高齢者に多くみられますが、働き盛りの世代にも多い疾患です。また、認知症とうつ状態が同じ人に現れたり、認知症と診断されたことによって、うつ的になったりもします。表のようにはっきりと区別できないこともあるので、心配なら、医療機関を受診するとよいでしょう。（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

	うつ状態	認知症
発 症	週～月単位で、何らかのきっかけがある	ゆっくりと発症し、特定しにくい
経 過	発症後、症状は急速に進行し、日内・日差変動がある。	一般にゆっくりで、変動が少なく、進行性
記 憶 障 害	記憶障害を強く訴える 考えてもわからないと言う 最近の記憶も昔の記憶も同様に障害	記憶障害を否認するが、他覚的にはみられる 考え方としない 最近の記憶が障害される
答 え 方	質問に「わからない」と答える	誤った答え、作話をしたり、つじつまを合わせようとする
自 己 評 価	自分の能力低下を嘆く	自分の能力低下を隠す
思 考 内 容	自罰的、自分を責める	他罰的、他人のせいにする
身 体 症 状	不眠、食欲低下など	あまり見られない
気 分 ・ 感 情	気分は日内変動する 悲哀・空虚感	怒りっぽい、感情と一致しない言動がある

（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

ご家族インタビュー | なかなか診断がつかず、病院をいくつもまわりました。

【50代の夫と暮らすAさんのお話】

夫の様子が変わったのは10年ほど前です。最初は怒りっぽくなったりを感じました。次第に仕事を休んだり、好きだったゴルフもしなくなったりといったことがありました。

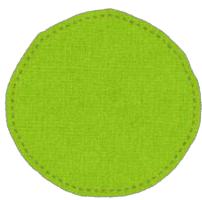
様子がおかしいと思い、近所の心療内科を受診したところ、「うつ病」と診断され、抗うつ剤などを飲んでいましたが、一向によくならず、次第にもの忘れの症状も出始めました。

脳ドックでMRI検査も受けましたが、脳の萎縮などはほとんど見られず、「異常なし」と診断されました。それからいくつも病院をまわりましたが、「異常ありません」と言われ、原因がわからず、途方に暮れました。

近所の道がわからなくなったり、ひとりで着替えをすることが難しくなってきたころに、総合病院の神経内科で、やっと「若年性アルツハイマー病」と診断がつきました。夫の変化に気づいてから、8年以上が経っていました。

診断についてからは、定期的な受診もできていますし、交流会にも参加できました。現在は介護保険申請をして、週に3回認知症対応型デイサービス(20ページ)に通っています。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。



ご本人・ご家族の思い

- ◆ これからどうなるの？
- ◆ どこに相談すればいいの？
- ◆ 情報がほしい！

診断直後はご本人・ご家族にとって、もっとも**気持ちの動搖、混乱の大きい時期**です。また**情報がほしい時期**でもあります。**名古屋市認知症相談支援センター**や**いきいき支援センター**などの相談支援機関や診断を受けた**病院の医療相談室**に相談しましょう。

診断後の相談先

【名古屋市認知症相談支援センター】

名古屋市認知症相談支援センターでは**若年性認知症相談支援担当**を配置し、若年性認知症の方やご家族の相談に対応しています。必要に応じて、医療機関や、いきいき支援センターなどの関係機関、職場やケアマネジャーなどと連携しながら支援を行います。

電話	052-734-7079	FAX	052-734-7199
住所	名古屋市昭和区阿知通3-19 昭和区役所6階		
相談受付	月～金 9時～17時（祝日・年末年始をのぞく）		

【いきいき支援センター（地域包括支援センター）】

名古屋市では、いきいき支援センターが認知症総合相談窓口となっており、認知症に関するさまざまな相談に対応しています。相談には、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などの職員が、専門知識を生かしながら、互いに連携してチームで対応しています。また、介護保険サービスの利用についての相談にも応じています。（30ページに一覧を掲載）

ご家族の座談会 | 診断のときは、つらくてたくさん泣いたよね。

【それぞれ60代の夫と暮らすBさんとCさんのお話】

Bさん 診断された時は頭が真っ白になって、病院からどう帰ったのかおぼえてないくらい。

Cさん どれだけ泣いたかわからないよね。

Bさん 「なんでわたしなの？」という思いもあるしね。夫も同じようにつらくてね。

Cさん 病院で相談支援センターを紹介されて、相談できるところがあるっていうのは大きいよね。

Bさん 交流会で同じ立場で話せる人に出会えて、お互い支え合っているね。

Cさん メールで励まし合ったりね（笑）

Bさん そうそう（笑）「あの人もがんばってるんだ」と思えるの。

Cさん つらいことはあるし、不安もあるけど、夫婦ふたりだけだった時に比べれば、全然違う。

もっと早く出会ったかったよ。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

家族支援

家族（特に配偶者）に負担が集中しやすいというのも若年性認知症の特徴のひとつです。家族への支援は非常に重要です。名古屋市認知症相談支援センターが毎月1回開催している**若年性認知症本人・家族交流会**（18ページ）や認知症の人と家族の会が行う交流会など、当事者同士の情報交換、ピアサポートの場に参加しましょう。

【認知症の人と家族の会】

認知症の人と家族の会愛知県支部（☎0562-33-7048）では、毎月第2土曜日に東海市で若年性認知症本人・家族サロン「元気かい」を行っています。また「**家族支援プログラム**」の開催、「**ケアラー手帳**」の発行、毎週土日に名鉄本線太田川駅構内で開催されている「**ケアラーズカフェ日向家**」をはじめ、「**男性介護者交流会ジェントルマンの会**」「**シングル介護者交流会**」など、家族介護者（＝ケアラー）への支援を行っています。認知症の人と家族の会愛知県支部について、詳しくはウェブサイトをご覧ください。（<http://hearttoheart.or.jp/>）



ケアラー手帳



ケアラーズカフェ日向家

【いきいき支援センターが行う家族支援事業】

いきいき支援センターでは、家族支援事業として「家族教室」「家族サロン」「医師（もの忘れ相談医）の専門相談」といった事業を行っています。詳しくはお住まいの地域のいきいき支援センターにお問い合わせください（30ページ）。

【子どもへの支援】

若年性認知症の場合、子どもが未成年の場合もあります。今後の生活を考えると、**子どもにも病気の理解をしてもらうことが大切です**。未成年の子どもへの病気の説明用の冊子として、N P O 法人若年認知症サポートセンター（☎03-5919-4186）発行の「あなたに伝えたい大切なこと」があります（有料）。**学校の先生**など子どもの生活にかかわる関係者にも、状況を理解しておいてもらうことも大切です。

また、経済面で**子どもの就学への影響**が考えられます。支援としては、日本政策金融公庫の教育ローンや日本学生支援機構の奨学金制度、社会福祉協議会の生活福祉資金などの利用が考えられます。詳しくは下記ウェブサイトをご覧ください。

- ・日本政策金融公庫（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>）
- ・日本学生支援機構（<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>）
- ・名古屋市社会福祉協議会（<http://www.nagoya-shakyo.jp/service/loan.html>）

利用が考えられる医療費補助制度

【自立支援医療（精神通院）】

認知症を含む精神疾患の治療は長期にわたることが多いため、通院に限り医療費自己負担分の一部が補助（健康保険の加入が必要）される制度です。

申請窓口	区役所福祉課、支所区民福祉課
自己負担額	自己負担額は、原則医療費の 1割負担 となります。所得の低い方、継続的に相当額の医療費負担が発生する方（高額治療継続）には負担の軽減措置があります。

Point

- 申請には、申請書や診断書、保険証の写しなどが必要となります。まずは病院の窓口や相談室に相談しましょう。
- 通院による精神疾患の治療にかかる医療・調剤・往診・精神科デイケア・訪問看護が対象となります（指定自立支援医療機関のみ）。
- 指定自立支援医療機関一覧（精神通院医療）はウェルネットなごやウェブサイトで確認できます。（<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/service/independence/specification/seishintuin.html>）
- 自立支援医療（精神通院）について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。（<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-5-3-13-0-0-0-0-0-0.html>）

【高額療養費制度】

病院の窓口で支払った医療費の自己負担が、1か月に一定の額（自己負担限度額）を超えたときは、あとでその超えた額が国民健康保険から高額療養費として、世帯主に対して支給されます。また、限度額適用認定証等を病院等の窓口に提示することで自己負担限度額まで（食事代・差額ベッド代などは含まれません）を支払えばよい制度があります。

Point

- 高額療養費に該当する場合には、おおむね診療月の2か月から3か月後にお知らせはがきが届きます。はがきが届きましたら区役所保険年金課にて申請をしてください。
- 家族が病気などで、同じ月に、自己負担が21,000円以上の方が2人以上いるときは、それぞれの自己負担を合算して自己負担限度額を超えた額が、高額療養費として支給されます（世帯合算制度）。
- 限度額認定証の交付は区役所保険年金課にて申請してください。
- 高額療養費制度について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。（<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000007719.html>）

精神障害者保健福祉手帳

認知症を含む精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。手帳を取得することで、下記のような減免を受けられたり、各種障害者福祉制度等を利用することができます。※手帳の等級は、障害の程度により1級から3級の区分（下記参照）があり、等級によって受けられる減免等が異なる場合があります。

申 請 窓 口	区役所福祉課、支所区民福祉課
各 税 法 上 の 減 免	所得税、相続税、市民税・県民税など
公 共 料 金 等 の 減 免 等	国民健康保険料・N H K 放送受信料などの減免、市立公共施設（市営プール、市営トレーニング室、東山動植物園、名古屋港水族館など）の無料入場など
公 営 交 通 料 金 の 減 免	市営交通機関、ゆとりーとライン及びあおなみ線全線の全区間を無料乗車できる福祉特別乗車券の交付など
住 宅	障害者世帯向公営住宅入居募集（抽選）、市営住宅家賃・敷金の減額など

Point

- 手帳の申請には申請書や医師の診断書などが必要です。まずは上記の窓口や病院の相談室で相談しましょう。
- 新規申請の場合は、診断書の診断月日が**初診日から6ヶ月以上経過**している必要があります。初診日から6ヶ月が経過していない方は申請ができませんので、ご注意ください。
- 精神障害者保健福祉手帳について、詳しくはウェルねっとなごやウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/tetyou/seishin.html>)
- 各種減免等の問合せ先や申込先などは、ウェルねっとなごやウェブサイトや区役所・保健所で配布している「障害者福祉のしおり」をご覧ください。
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/index.html>)
- 脳血管障害などで身体障害がある場合には、身体障害者手帳の申請をすることができます。
(申請窓口：区役所福祉課、支所区民福祉課)

参考 | 精神障害者保健福祉手帳の状態程度

等 級	状 態 程 度
1 級	他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の身の回りのことができない程度
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度
3 級	日常生活や社会生活に制限を受けるか、制限を加えることを必要とする程度

♣仕事を継続する

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今いる職場で続けて働くことを考えましょう。上司や人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるようにします。仕事の内容にもよりますが、配置転換をしたり、障害者雇用制度を利用する方法もあります。いずれにしても早期診断がポイントで、症状が軽度であれば、仕事を続けられる可能性があります。（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

【障害者雇用率制度】

企業の障害者雇用の割合は、平成30年4月1日から改正され、一般企業では2.2%以上、特殊法人と国・地方公共団体では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%以上となりました。現在就労中で障害者手帳（13ページ）を取得している場合は、会社に相談します。退職後、障害者雇用を希望する場合はハローワークに相談します（17ページ）。

（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

Point

- 就労を継続するための支援としては、治療と仕事の両立支援やジョブコーチによる支援などが考えられます。愛知産業保健総合支援センターや愛知障害者職業センター、障害者就労等の相談支援機関に相談しましょう。
- 愛知産業保健総合支援センターについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
(<https://www.aichis.johas.go.jp/>)
- 愛知障害者職業センターについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/aichi/>)
- 障害者就労等の相談支援機関について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000040367.html>)

♣運転について

車を運転するには同時に複数の判断を必要とし、そこに運転動作を結びつけなくてはなりません。認知症になると、それまでには考えられなかった操作ミスなど、危険を伴う場合があります。

（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

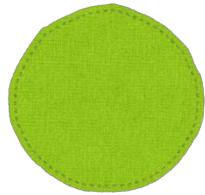
相談窓口

愛知県警察本部 運転免許試験場
適性相談室

☎052-801-3211 内線370

Point

- 運転者が認知症の場合、年齢に関係なく「公安委員会により『運転免許を取り消す』または『免許の効力を停止する』ことができる」と道路交通法では定められています。
- ご本人が納得し、免許証を返納していただくことが望ましいのですが、ご本人の思いやプライドもあると思いますので、十分な配慮の上、主治医から話してもらうこともひとつ的方法です。
- 運転免許を自主返納すると「運転経歴証明書」（手数料1,000円）を申請することができます。運転経歴証明書は、銀行などで本人確認書類として使用できます。（窓口：運転免許試験場）
- 運転免許について、詳しくは愛知県警のウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/tetsuzuki/tekiseishiken/shikenjou/byouki.html>)



ご本人・ご家族の思い

- ◆仕事を休んだら、無収入になってしまうの？
- ◆仕事をやめたらその後の生活はどうなるの？

病気の症状などから、仕事を休んだり、退職せざるを得ないといった場合、特に**経済面の不安**が大きくなります。経済的な支援は、**今後の生活を支える大切な基盤**となります。利用が考えられる制度は複雑であるため、退職などの大きな決断の際は、10ページの相談先や6ページの電話相談窓口などにご相談ください。

傷病手当金（健康保険）

傷病手当金は、全国健康保険協会（協会けんぽ）又は健康保険組合に加入しているご本人（被保険者）が、若年性認知症などの病気や業務外のけがで仕事を休み、給料がもらえないときに、その間の生活保障をするための「現金給付制度」です。（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

請求窓口	全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合
手続き方法	傷病手当金請求書を上記窓口に提出します。休業の証明や医師の診断書等の書類も必要です。
支給額	標準報酬月額÷30×3分の2 [例]平均標準報酬月額30万円の場合、約20万円が支給されます。 $10,000\text{円} \div 30 \times 3\text{分の}2 = 6,666.6\text{円}$ 1日あたりの支給額は 6,667円
支給期間	病気やけがなどで3日連続で休んだ場合に、4日目以降支給。最長1年6ヶ月まで。

Point

- ・ 国民健康保険加入者（自営業の方など）には傷病手当金制度はありません。
- ・ 申請など実際の手続きの際には、上記の窓口や**会社の労務担当者、病院の相談室**などに相談しながらすすめたほうがよいでしょう。
- ・ 資格喪失の日の前日（退職日）まで被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日に、傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、**退職後も引き続き傷病手当金を受けられます**。ただし、退職日に出勤すると継続受給できなくなってしまいますので、注意してください。
- ・ 傷病手当金について、詳しくは全国健康保険協会ウェブサイトをご覧ください。
(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3040/r139>)

▢ 障害年金

病気やけがで仕事を続けることが困難となった人や、その家族の生活を支えるための公的年金であり、公的年金（国民年金、厚生年金など）の受給資格があり、障害者となった場合は、障害年金が申請できます。（若年性認知症ハンドブックより引用）

加入中の年金は？

障害基礎年金

国民年金
(自営業・サラリーマンの妻など、
20歳以上60歳未満のすべての人)



障害厚生年金

厚生年金保険
(会社員、公務員など)



請求先は？

市区町村役場
年金事務所

年金事務所
公務員は各共済組合

いつ請求できるの？

初診日から起算して1年6か月を経過した日
又は
1年6か月以内に症状が固定した日

（若年性認知症ハンドブックより引用）

Point

- 障害年金の請求にあたっては、医師の診断書等の書類が必要です。まずは上記の窓口や**病院の相談室**に相談しましょう。
- 初診日に**どの年金に加入しているか**が重要になります。初診日とは、**原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日**です（診断を受けた日ではありません）。
- 障害年金について（支給額など）、詳しくは日本年金機構のウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html>)
- 受給開始後には定期的に診断書を提出し、障害の状態に変化があった場合には障害等級が変更になる場合があります。等級の改定請求をすることもできます。

参考 | 障害年金の障害の状態（障害等級）について ※障害者手帳の等級とは異なります。

等 級	状 態 程 度
1 級	日常生活が他人の助けを借りないとできない状態
2 級	日常生活がかなり困難で、働くことができない状態
3 級	日常生活に支障があり、労働にも制限が必要な状態

退職後の諸手続き

【健康保険】

①現在の保険を一定の条件で任意継続する（最長2年まで）

「任意継続被保険者」といって、保険料は全額自己負担（上限はある）となります。

退職して20日以内に手続きをする必要があります。（問合せ：協会けんぽ）

協会けんぽ愛知支部ウェブサイト（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>）

②国民健康保険に切り替える

保険料は、年収や家族の人数によって異なります。（問合せ：区役所保険年金課）

③家族の健康保険に加入し、被扶養者になる

保険料の負担はありません。（問合せ：家族が勤務する会社）

* 医療機関にかかったときは、上記いずれの場合も、医療費は3割負担となります。

（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

【雇用保険】

会社を退職したあと、**失業給付**（基本手当）を受けるには、**ハローワーク**に「求職の申し込み」を行い、受給資格の決定を受けた後、「失業の認定」等を受ける必要があります。

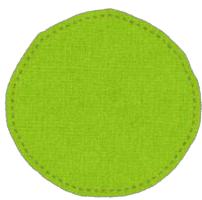
病気などで職業に就くことができない場合は、失業給付（基本手当）は受けとることはできませんが、30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して1か月以内に、ハローワークに受給期間延長の申請をすることにより、**失業給付の受給期間を最大3年間加える**ことができます。（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

職業訓練・再就職の支援について

いったん退職し、再就職に向けた支援や職業訓練を受けることを検討したりする際には、ハローワークの障害者就労担当窓口や障害者就労等の相談支援機関、愛知障害者職業センターなどへの相談が考えられます。

Point

- ・ ハローワークについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/>)
- ・ 障害者就労等の相談支援機関について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000040367.html>)
- ・ 愛知障害者職業センターについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/aichi/>)
- ・ 一般就労が難しい場合でも、**簡単なアルバイト**（28ページ事例⑧）をしたり、雇用契約を結んで最低賃金が保障される障害福祉サービス**就労継続支援A型事業所**（20ページ）の利用なども考えられます。



ご本人・ご家族の思い

- ◆ 一日中家にいるようになった。
- ◆ 孤立感がある・・・
- ◆ なにかをしたい。
- ◆ 社会とつながりたい。
- ◆ 日中活動できる場がほしい。

若年性認知症の方が、発症により、仕事を退職したり、趣味などの活動をやめてしまうことで、**社会とのつながりが少なくなり、孤立してしまう**ことが大きな課題となっています。ご本人・ご家族が**社会とつながる場**は非常に大切です。できるだけ早くそういう場を見つければよいでしょう。

♣ 若年性認知症本人・家族交流会「あゆみの会」

名古屋市認知症相談支援センターでは、月に1回、認知症の人と家族の会愛知県支部の協力を得てご本人・ご家族の交流会「あゆみの会」を行っています。

日 時	毎月第4土曜日13:30～15:30 *日時が変更になる場合もあります。詳しくは名古屋市認知症相談支援センターにお問合せください。
場 所	名古屋市高齢者就業支援センター5階大会議室 (昭和区御器所通3丁目12-1 御器所駅2番出口) *場所が変更になる場合もあります。詳しくは名古屋市認知症相談支援センターにお問合せください。
対 象	初期の若年性認知症と診断された方とその家族
内 容	ご本人同士・ご家族同士の交流、情報交換など
参 加 費	無料（企画によっては弁当代などの実費がかかることがあります）
申込み・問合せ	名古屋市認知症相談支援センター（☎052-734-7079）

Point

- ・ 同じ立場の方同士が集まる場であるため、参加しやすく、**仲間と出会える場**です。
- ・ 生活の工夫や社会資源の情報など、病院や相談機関では得られない**活きた情報が得られる場**です。
- ・ 交流会参加をきっかけに、仲間同士の活動が広がったり、次ページから紹介するボランティア活動や日中活動の場所（作業所型の事業所やデイサービスなど）につながった方もいます。
- ・ 月に1回の定例会のほかに、有志メンバーを中心に、認知症カフェ「といふーどる」（毎月第2火曜 昭和区役所6階）などの活動も行っています。

趣味や習いごと、ボランティア活動など

これまで続けてきた趣味や習いごとを継続したり、再開することで、その仲間とつながることができます。またボランティア活動などに参加することで、**社会とのつながりを持つことが大切です。**若年性認知症の方は、仕事などを辞めたあとなど、ちょっとしたサポートがあればできることが多く、体力もあるので、積極的にそういう場に参加するようにしましょう。

Point

- 趣味や習い事、ボランティア活動などを長く続けるには、**周囲の方に病気を理解してもらうことが大切です。**活動を継続するための支援については、名古屋市認知症相談支援センター（☎052-734-7079）やいきいき支援センターに相談しましょう。
- 名古屋市認知症相談支援センターでは、あゆみの会（18ページ）を中心に、ご本人・ご家族のボランティア活動などを支援しています（下記のインタビュー参照）。
- ご本人がひとりで活動場所に行くことに不安がある場合や、活動に家族が付き添えない場合に利用できる制度としては**移動支援事業**（その他の外出）があります。

【移動支援事業（その他の外出）】

窓 口	区役所福祉課、支所区民福祉課
利 用 料 金	30分 250円～（個別利用） *月額上限あり
利 用 で き る 時 間	月36時間まで

移動支援事業について、詳しくはウェルネットなごやウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/service/living/>)

ご本人インタビュー | 身体を動かすのって気持ちいいよ。家にいるよりずっといい。

【ボランティア活動に参加したDさんとEさん（ともに60代）】

Dさん（保育園での草むしりボランティアを終えて）こんなに汗かいたのはひさしごりだ（笑）

身体を動かすのって気持ちいいね。家にひとりでいると暇だし、このほうがずっといいよ。

Eさん（高齢者施設の夏祭りでのボランティアを終えて）交流会のみんなでできて本当に楽しかったよ！

Dさん（図書館の清掃ボランティアを終えて）図書館の人が「ありがとう」って言ってくれたのがうれしかったなあ。

Eさんご家族（活動しているEさんを見て）「まだまだできることがあるんだ」って思えてうれしかったです。みんなでワイワイできて、楽しかった！

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

日中に活動する場所

病気の進行を遅らせるためにも、定期的に外出し活動する場所をつくり、ご家族以外の人と交流したり生活にリズムをもたせることがとても大切です。就労継続支援事業所（A型・B型）などの障害福祉サービスや認知症対応型通所介護などの**介護保険サービス**の利用が考えられます。

【就労継続支援事業所（障害者総合支援法による障害福祉サービス）】

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結んで利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類があります。

相談窓口	各事業所、区役所福祉課、障害者基幹相談支援センターなど
利用料金	自己負担は原則1割（世帯の所得によって上限あり）

Point

- 事業所によって作業や仕事の内容はさまざまです。見学や体験をして作業の内容や事業所の雰囲気がご本人の希望に合うかどうか確認しましょう。
- 就労継続支援事業所では、送迎を行っていない場合が多いので、事業所への行き帰りに不安がある場合には**移動支援事業**（19ページ）などを利用することができます。
- 事業所の情報については、上記の相談窓口にお問い合わせいただくか、区役所、保健センターで配布している「**障害者福祉のしおり**」をご覧ください。ウェルネットなごやウェブサイトでも事業所の検索ができます。（<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>）

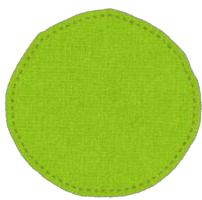
【認知症対応型通所介護（介護保険サービス）】

年齢が若いことで、ご本人が高齢の方が多いデイサービスになかなかないイメージがあるかもしれません。認知症対応型通所介護事業所は、通常のデイサービスに比べて一日の利用者が少人数で、利用者ひとりあたりの職員配置が多いのが特徴です。ご本人のペースに合わせて、外出を多めにしたり、ボランティア活動などで、地域や社会での役割を作っていく工夫をしている事業所もあります。

相談窓口	担当のケアマネジャー、いきいき支援センター（30ページ）、区役所福祉課、支所区民福祉課
利用料金	自己負担1割（負担軽減措置あり）

Point

- 利用にあたっては**介護保険申請を行い、介護認定を受ける必要があります**（22ページ）。
- 事業所の情報は、お住まいの地域のいきいき支援センターにお問い合わせいただくか、NAGOYAかいごネットをご確認ください。
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/>)



ご本人・ご家族の思い

- ◆ 妄想やひとり歩きにどうやって対応すればいいの？
- ◆ 認知症以外の病気も心配なんだけどどこに相談すればいいの？
- ◆ 介護のことはどこで相談すればいいの？

行動・心理症状（B P S D）が出現することで、対応に悩む場合があったり、認知症以外の身体合併症の悪化が心配される場合もあります。

また、病気の進行によって、徐々に身体的な介護が必要になってきます。介護の工夫や介護保険サービスなどの介護についての情報も大切です。

行动・心理症状（B P S D）の出現

ひとり歩き（徘徊）や妄想、意欲低下（うつ）、怒りっぽくなるなどの認知症の行動・心理症状を**B P S D**といいます。これらは認知症の中核症状である記憶障害や見当識障害、失語、失行などといった症状とは異なり、原因を探り対応の仕方を工夫したり、服薬の調整によって改善することがあります。

Point

- ・ 睡眠不足や発熱、便秘などの**体調不良**や**薬による副作用**がB P S Dの原因になっていることもあります。**かかりつけ医**に相談し、原因となっている体調不良を治療したり、薬の調整で改善することもあります。
- ・ **ご本人との接し方**や、照明の明るさや周囲の音などの**環境面の工夫**で改善することもあります。B P S Dへの対応の仕方（ケア方法）については、**電話相談窓口**（6ページ）、**家族同士の情報交換の場**（11、18ページ）での相談が考えられます。介護保険制度を利用している場合には、**担当ケアマネジャー**や通っているデイサービスなどのサービス事業所に相談しましょう。
- ・ 状況によっては、薬物治療を行う場合もあります。必要に応じてかかりつけ医から**認知症疾患医療センター**（7ページ）や**精神科病院**を紹介してもらい、受診することもあります。
- ・ 認知症について正しく理解することが大切です。**認知症サポーター養成講座**を受講したり、いきいき支援センター（28ページ）が実施する「**認知症家族教室**」、認知症の人と家族の会が実施する「**家族支援プログラム**」（11ページ）などに参加しましょう。
- ・ 認知症サポーター養成講座について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。（<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000043602.html>）

認知症以外の身体合併症の悪化

認知症以外の身体合併症（糖尿病などの慢性疾患や転倒によるけがなど）の悪化が心配される場合には、まずは**かかりつけ医**に相談しましょう。必要に応じてかかりつけ医から、**総合病院**や**認知症疾患医療センター**（7ページ）を紹介してもらい、受診することもあります。

介護について

病気の進行とともに、入浴や排せつ、着替え、食事などの生活の場面で、見守りや声かけ、手伝いなどが必要になる場面が多くなります。

【介護が必要な場面の例】

入浴の場面	<ul style="list-style-type: none">シャワーやシャンプーの使い方がわからないときがある。入浴後に脱いだ服と新しい服の区别がつかないときがある。
排せつの場面	<ul style="list-style-type: none">トイレットペーパーの使い方やトイレの流し方がわからないときがある。トイレの場所がわからないときがある。
その他の場面	<ul style="list-style-type: none">自分で服を選ぶことがむずかしい。ボタンがうまくかけられないなど、自分で服を着ることがむずかしい。歯ブラシの使い方がわからないときがある。

Point

- 上記は、認知症が中等度まで進行した際の症状の一例です。介護の仕方や工夫などについて知りたい場合は、**電話相談窓口**（6ページ）での相談、**交流会等での情報交換**（11、18ページ）などが考えられます。
- 介護については、ご本人・ご家族だけで抱え込んでしまうと、お互いに心身の負担が大きくなります。周囲の人の手を借りることも大切です。**介護保険サービス**などの福祉サービスを利用しましょう。

【介護保険制度】

窓 口	区役所福祉課、支所区民福祉課、 お住まいの地域のいきいき支援センター（30ページ）
利 用 で き る サ ー ビ ス	訪問介護（ヘルパー）、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護（デイサービス）、 短期入所（ショートステイ）など
利 用 負 担	原則1割負担（状況によって 高額介護サービス費制度 や 高額医療・高額介護合算制度 などの負担軽減措置があります）

Point

- 認知症と診断された方（40歳以上）**は、**介護保険の申請ができます**（64歳以下の方は申請時に健康保険証が必要です）。
- 申請を検討する際は、お住まいの地域の**いきいき支援センター**に相談しましょう。申請についての相談や申請代行のほか、どのようなサービスの利用が考えられるか、近くにどのようなケアマネジャー・介護サービスの事業所があるのかといった情報提供を受けられます。
- 申請後に調査員が訪問し、**認定調査**が行われます。調査では、ご本人の状況などの聞き取りを行います。認知症の症状を正確に伝えるため、**あらかじめ普段の様子をメモにしておくなど、調査員にしっかりと伝えることが大切です。**
- 介護保険制度について、詳しくはNAGOYAかいごネットをご覧ください。
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)

状態に応じて利用できる制度など

【障害者医療費助成】

保険診療による自己負担額（入院治療を含む）を名古屋市が助成する制度です。精神疾患以外の診療も対象となります。

申 請 窓 口	区役所保険年金課、支所区民福祉課
手 続 き 方 法	窓口にて障害者手帳と健康保険証を持参して申し込んでください。対象の方には「障害者医療証」が発行され、申請した月の初日から有効となります。
内 容	医療機関の窓口で、「障害者医療証」と健康保険証と一緒に提示すると、保険診療による自己負担額が助成されます。

- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方が対象です。3級の方は対象になりませんのでご注意ください。
- 身体障害者手帳をお持ちの方は1～3級の方が対象となります。
- 障害者医療費助成制度について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000008709.html>)

【精神障害者保健福祉手帳の更新について】

精神障害者保健福祉手帳（13ページ）は、原則2年ごとの更新ですが、ご本人の状態によっては、その期間内であっても再申請が可能です。等級によって受けられるサービス等が異なりますので、ご本人の状況に変化があった場合には、再申請を検討してもよいでしょう。

- 再申請の際には医師の診断書が必要となります。検討の際は医師や病院の相談室で相談しましょう。

【特別障害者手当（3種）】

20歳以上で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする障がいのある方に対して支給される手当です。

申 請 窓 口	区役所福祉課、支所区民福祉課
支 給 額	月額32,200円（所得制限あり）※令和2年3月の情報です。

- 申請の際には医師の診断書が必要となりますので、まずは上記の窓口にて相談してください。
- 特別障害者手当について、詳しくはウェルネットなごやウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/teate/kakuteate.html>)

【住宅ローンや生命保険について】

高度障害状態になった時には、住宅ローンの支払いが免除されたり、生命保険で死亡保険金と同額の保険金が受け取れる場合があります。ローン契約をした金融機関の担当者や加入している生命保険会社の担当課に相談しましょう。

- 経済的支援について、詳しくは若年性認知症コールセンターウェブサイトをご覧ください。
(<http://y-ninchisyotel.net/support/keizai.html>)

権利擁護について

判断力の低下などにより、金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用契約など、ご本人の権利を守るために支援が必要な状況が出てくることも考えられます。そのような時に利用が考えられる制度としては以下のようないわがあります。

【日常生活自立支援事業】

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人を対象に、ご本人との契約に基づき、**福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・財産保全などの支援**を行います。

相談窓口	お住まいの地域のいきいき支援センター（30ページ）
実施機関	名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターについて、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。（<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000044519.html>）

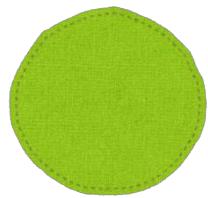
【成年後見制度（法定後見制度）】

認知症などにより判断能力が十分でない方は、自分ひとりで福祉サービスの契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産を安全に管理することが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした方の権利や財産を守るため、**家庭裁判所が選任した支援者（成年後見人など）**が、ご本人に代わって福祉サービスの契約などの法律行為や財産管理を行うことで、ご本人を支援・保護する制度です。

相談窓口	お住まいの地域のいきいき支援センター（30ページ）、 名古屋市成年後見あんしんセンター（☎052-856-3939）
------	---------------------------------------------------------------

Point

- 法定後見制度の申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 成年後見制度や申立ての手続きの流れなどについて、詳しくは名古屋市成年後見あんしんセンターウェブサイトをご覧ください。（<http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>）
- 判断能力が不十分になった時に希望する財産管理・身上監護の内容を、判断能力があるうちに信頼できる人に依頼する**任意後見制度**という制度もあります（手続きは、公証役場で公証人の立ち会いのもと行います）。



名古屋市認知症相談支援センターが、各機関と連携しながら行った支援事例についてご紹介します。各場面における支援や利用が考えられる制度などについて、5ページの「Aさんのケアパス(例)」とあわせて参考にしてください。

事例① | 気づき～受診・診断～休職、今後の見通し

【50代のFさん(男性)、会社員】

奥様から、夫のFさんことで認知症コールセンター(6ページ)に相談がありました。毎日同じ服を着ている、仕事場で急に怒り出すなど、これまでと違った様子があるということで、認知症の疑いがあったため、受診をすすめました。かかりつけ医はいないとのことでしたので、コールセンターより認知症疾患医療センター(7ページ)に情報提供を行い、受診につながりました。

後日奥様より、アルツハイマー型認知症との診断があったと連絡がありましたので、訪問し、Fさんにお話をうかがうと、「これ以上仕事を続けるのは難しい」とのことでした。会社からは退職をすすめられているとのことでしたが、傷病手当金(15ページ)について情報提供し、休職中に今後の生活について考えていくことになりました。

障害年金(16ページ)や精神障害者保健福祉手帳(13ページ)、介護保険制度(22ページ)など、今後の生活を考えるうえでどのような社会資源の利用が考えれるのかといったことについて情報提供を行いました。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

事例② | 社会参加の継続

【50代のGさん(女性)、主婦】

名古屋市認知症相談支援センターに、病院でアルツハイマー型認知症と診断されたとGさんの息子様より相談がありました。基本的な身の回りのことはご自分でできていますが、料理や掃除などの家の段取りがうまくできず、時間がかかるといったことがあるようでした。

Gさんや息子様にお話をうかがうと、「発症したころから外に出る機会が少なくなってしまった」とのことでした。Gさんは今後の生活を考えたときに、「孫と遊んだり、趣味の歌を続けたい」「そのために体力を維持したい」という希望がありました。そのため、いきいき支援センター・ケアマネジャーと連携し、介護保険の申請を行い、スポーツジム感覚で利用できるフィットネスデイサービスに通うことになりました。

現在はデイサービスに通いながら、趣味の歌のレッスンも継続されています(19ページ)。また、できるだけ自分で料理などの家事を継続していくため、介護保険のホームヘルパー(22ページ)による家事援助(声かけなど)を利用されています。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

事例③ | 日中の活動場所

【60代のHさん(男性)】

Hさんはサラリーマンでしたが、認知症と診断後に仕事を退職し、奥様と自宅で過ごすことが多くなりました。退職後しばらく経ってから、夜間に「仕事に行く」と言って準備をしたり、昔の同僚に仕事の電話をかけたりといったことがありました。

医師のすすめで、介護保険申請し、デイサービスを体験利用しましたが、「高齢の方が多く、行きづらい」と利用にはつながりませんでした。

本人・家族交流会(18ページ)に参加していく中で、Hさんのまじめで社交的な性格や「仕事をしたい」という思いがあることがわかりました。そこで障害のある方が通う就労継続支援B型事業所(20ページ)を紹介し、見学に同行しました。また、病院と連携し精神障害者保健福祉手帳(13ページ)の取得を支援しました。

体験利用を経て事業所に通い始めると、仕事をすることで精神的に安定し、夜間の言動はほとんどなくなりました(21ページ)。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

事例④ | 社会参加の継続、経済的支援

【60代のさん(男性)、飲食店経営】

さんは奥様とふたりで飲食店を経営していましたが、店で出す料理をうまく作ることが難しくなっていました。奥様がフォローをしていましたが、負担が非常に大きい状態でした。

本人・家族交流会(18ページ)に参加する中で、さんとの信頼関係を築くことができ、お話をうかがったところ、さん自身も奥様の体調のことを心配していることがわかりました。お店のことやこれからのことについてさん・奥様と話し合いを行い、奥様の負担も考え、営業時間を短くすることになりました。また、営業時間を短くすることで収入が少なくなるため、障害年金(16ページ)の申請を行いました。また、病院と連携しながら精神障害者保健福祉手帳(13ページ)の取得を支援しました。

営業時間を短くしてできた時間には、さんの特技を活かして、高齢者施設でコーヒーボランティア活動(19ページ)をしたり、介護保険の申請をして、デイサービスにも通うことになりました。

その後、今後のお店について、さん・ご家族・ケアマネジャーと話し合いを行い、3か月後に閉店することになりました。

閉店時には交流会でおつかれさま会を行い、現在はデイサービスなどの介護保険サービス(22ページ)を利用しながら、認知症カフェのマスターとしても活躍しています。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

事例⑤ | 当事者同士の出会いと活動の広がり

【50代のJさん(女性)、調理関係】

Jさんは、着替えに時間がかかる、字が書けなくなる、といったことがあり、受診をしたところ、アルツハイマー型認知症と診断を受けました。調理関係の仕事をしていましたが、仕事上のミスもあり、同僚との関係も悪化してしまったことで、休職することになりました。

友人の紹介で本人・家族交流会(18ページ)に参加する中で、同年代で似た症状(服を着るのに時間がかかるなど)を持つKさんと出会いました。そこで「自分だけじゃなかった」と感じたJさんとKさんは意気投合し、日ごろのことや、どのようなサービスを利用したらよいかといったことも相談しあうようになりました。

また、認知症当事者の方の講演会に足を運び、感銘を受けたJさんは「多くの人に認知症のことを知ってもらいたい」「正しい理解をしてほしい」という思いを持ち、講演会や研修会などで自らの体験を発信する活動も始めました。そこで「仲間と出会うこと、笑顔で過ごすことが大切」「周りの人は認知症を理解し、ちょっとしたサポートをしてほしい」と訴えています。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

事例⑥ | 就労支援、社会参加

【60代のLさん(男性)】

Lさんは、得意だった調理の段取りがうまくできなくなる、運転の仕方がわからなくなる、病院や自宅がわからなくなる、といったことがあり、受診したところ、アルツハイマー型認知症と診断されました。診断後いきいき支援センターに相談し、介護保険申請を行い、認知症対応型デイサービス(20ページ)に通い始めました。デイサービスでは得意な調理を活かし、昼食の準備などの手伝いをしていました。

デイサービスに通い始めて1年が経過したころ、Lさんは「もっと本格的に仕事がしたい。できれば少しでも賃金がほしい」という思いを持ちました。そこで弁当や惣菜を作る就労継続支援A型事業所(17ページ、20ページ)を見学し、働き始めることにしました。現在は認知症の進行予防に効果があるとされる食材を使った弁当などの商品開発にも意欲的に取り組んでいます。

また、当事者としての思いを、昔からの趣味である詩にして、認知症カフェや家族サロン、研修会などで朗読会を開催しています。Lさんは朗読会を通して「認知症のことや認知症の人の気持ちを知ってほしい」、前向きに活動をすることで「(自らの)認知症の進行予防をしたい」という思いを持って活動しています。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

事例⑦ | 職場での支援

【50代のMさん(男性)、会社員】

Mさんは、電気関係のエンジニアとして働いていましたが、仕事上でパソコンの操作がわからなくなるといったことがあり、会社から受診をすすめられました。受診の結果、アルツハイマー型認知症と診断されました。

診断後会社の上司や同僚と相談し、部署異動や仕事内容の変更などを行いました。同僚のサポート体制もありましたが、どのようにサポートをすれば効果的なのか悩みもありました。そこで、Mさん、ご家族、会社の上司と同僚、愛知障害者職業センター(17ページ)、いきいき支援センターと名古屋市認知症相談支援センターで会議を開催し、今後のMさんのサポート体制について意見交換を行いました。

会議後、職業センターの職業カウンセラーによる能力評価を経てジョブコーチ支援を開始しました。能力評価によってMさんの苦手になっていることとできることが明確になり、ジョブコーチからパソコン入力の工夫の仕方や同僚のサポートの仕方を助言する支援を行いました。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

事例⑧ | 地域とのつながり、周囲のサポート

【60代のNさん(男性)】

Nさんは青果店で働いていた50代後半に認知症を発症し、仕事上のミスがあったことをきっかけに退職しました。認知症との診断を受けたショックと仕事を退職したことで、1年近く自宅に引きこもってしまう生活が続きました。奥様といっしょに長年参加していた地域のバドミントンクラブも休みがちになってしまいました。

病院受診の際に高齢者の方がボランティアをしている姿を見て「自分にも何かできないか」という思いを持ったNさん、ある日近所の方が簡単なアルバイトを紹介してくれ、始めることにしました。最初は職場にも認知症のことを話せずにいましたが、思い切って話してみると「続けてほしい」と言われました。また休みがちだったバドミントンクラブの仲間にも認知症であることを打ちあけると、「これまでと変わらずに来てほしい」とと言われました。アルバイトもバドミントンも周囲のちょっとしたサポートによって継続することができています(19ページ)。

他にも昔からの友人や親せき、近所の人、本人・家族交流会の仲間とともに、趣味や旅行、ボランティア活動などにも積極的に参加しています。また、講演会や研修会などで登壇し自らの体験談を語って、「(当事者の人は)外に出てきてほしい」「周りの人に認知症であることを話すことでいろいろと助けてくれるので話してほしい」と訴えています。

*プライバシー保護のため、内容は変更しています。

【本冊子で紹介している相談窓口一覧】

内容	窓口	電話番号	ページ
総合相談窓口	名古屋市認知症相談支援センター	052-734-7079	10
	いきいき支援センター	次ページ一覧参照	10
電話相談窓口	名古屋市認知症コールセンター	052-734-7089	6
	若年性認知症コールセンター	0800-100-2707	
	愛知県認知症電話相談	0562-31-1911	
認知症疾患医療センター	名鉄病院	052-551-2802	7
	まつかげシニアホスピタル	052-352-4165	
	もりやま総合心療病院	052-795-3560	
家族支援窓口	認知症の人と家族の会愛知県支部	0562-33-7048	11

【本冊子で紹介している制度等と窓口一覧】

内容	制度など	手続き窓口・相談窓口	ページ
経済的な支援	自立支援医療（精神通院）	区役所福祉課、各病院の窓口・相談室	12
	高額療養費制度	区役所保険年金課	12
	障害者医療費助成	区役所保険年金課	23
収入面の支援	傷病手当金（健康保険）	協会けんぽ、健康保険組合、職場の労務管理部署など	15
	雇用保険	ハローワーク	17
	障害年金	区役所保険年金課、年金事務所、病院の医療相談室など	16
	特別障害者手当	区役所福祉課	23
障害福祉	精神障害者保健福祉手帳	区役所福祉課	13
	障害者雇用制度 障害者就労支援	ハローワーク、障害者就労等の相談支援機関、愛知障害者職業センター	14、17
	障害者総合支援法に基づくサービス 名古屋市地域活動支援事業	各事業所、区役所福祉課、障害者基幹相談支援センター	20
社会参加支援・介護について	介護保険制度	区役所福祉課、いきいき支援センター	20、22
権利擁護	成年後見制度	いきいき支援センター、成年後見あんしんセンター	24
	日常生活自立支援事業（金銭管理など）	いきいき支援センター、障害者・高齢者権利擁護センター	

名古屋市公式ウェブサイト障害者基幹相談支援センター一覧

(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000000661.html>)

【いきいき支援センター（地域包括支援センター）一覧】

区	窓口	所在地	電話	FAX
千種	千種区東部	千種区桜ヶ丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343	781-8346
	千種区西部	千種区西崎町2-4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530	763-1547
東	東区	東区泉2-28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236	932-9311
北	北区東部	北区平安2-1-10 第5水光ビル2階	991-5432	991-3501
	北区西部	北区清水4-17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545	915-2641
西	西区北部	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343	505-8345
	西区南部	西区花の木2-18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079	532-9020
中村	中村区北部	中村区名楽町4-7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133	486-2140
	中村区南部	中村区豊国通1-14	483-6866	483-6867
中	中区	中区上前津2-12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674	331-9953
昭和	昭和区東部	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335	861-9336
	昭和区西部	昭和区御器所3-18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513	883-2231
瑞穂	瑞穂区東部	瑞穂区佐渡町3-18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008	842-8122
	瑞穂区西部	瑞穂区堀田通1-18 シティアーク1階	872-1705	872-1707
熱田	熱田区	熱田区神宮3-1-15 热田区在宅サービスセンター内	671-3195	671-1155
中川	中川区東部	中川区八幡本通2-2 7コー ^ホ 中野1階	354-8343	354-8341
	中川区西部	中川区小城町1-1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258	353-5879
港	港区東部	港区港楽2-6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568	651-1167
	港区西部	港区寛政町6-25	381-3260	381-3261
南	南区北部	南区桜台1-1-25 桜ビル1階	811-9377	811-9387
	南区南部	南区前浜通3-10 南区在宅サービスセンター内	819-5050	819-1123
守山	守山区東部	守山区小幡南1-24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013	758-2015
	守山区西部	守山区瀬古東2-411	758-5560	758-5582
緑	緑区北部	緑区鳴子町1-7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002	891-7640
	緑区南部	緑区左京山3038	624-8343	624-8361
名東	名東区北部	名東区上社1-802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777	726-8776
	名東区南部	名東区にじが丘2-7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121	720-5400
天白	天白区東部	天白区原1-301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555	385-8451
	天白区西部	天白区大坪2-604	839-3663	839-3665

各センターはそれぞれ担当地域が決まっています。担当地域等は、NAGOYAかいごネットで確認できます。

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/yobou/toiawase/>)

名古屋市若年性認知症ハンドブック 「なごやの手帳」

問合せ先 名古屋市認知症相談支援センター
〒466-8585
名古屋市昭和区阿由知通3-19
昭和区役所6階
TEL 052-734-7079
FAX 052-734-7199
Mail n-renkei@nagoya-shakyo.or.jp

※名古屋市認知症相談支援センターは、名古屋市から委託を受けて名古屋市社会福祉協議会が運営しています。